

## 大台町歯と口腔の健康づくり推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）及びみえ歯と口腔の健康づくり条例（平成24年三重県条例第42号）に基づき、歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、町及び町民の責務並びに歯科医療関係者、保健医療福祉関係者、教育関係者等の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画の策定について定めること等により、町民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進し、もって町民の健康増進に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 歯と口腔の健康づくりは、子どもの健やかな成長及び生活習慣病の予防、介護予防等の町民の健康づくりに重要な役割を果たすものであり、健康寿命の延伸及び生活の質の向上に深く関わっているという認識のもと、個人の意思や人権を尊重しつつ行うものとする。
- (2) 町民が、生涯にわたって歯と口腔の疾患予防に向け取組を行うとともに、歯と口腔の疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進するものとする。
- (3) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯又は口腔の状態及び歯と口腔の疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進するものとする。
- (4) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の分野における施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進するものとする。

### (町の責務)

第3条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する総合的な施策を策定し、継続的かつ効果的に実施するものとする。

### (町民の責務)

第4条 町民は、基本理念にのっとり、健康の保持増進のため、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、定期的に歯科検診又は歯科医療を受

けること及び日常生活における適切な口腔清掃等により歯科疾患を予防することにより、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(歯科医療関係者の役割)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科保健医療又は保健指導に係る業務に携わる者（以下「歯科医療関係者」という。）は、基本理念にのっとり、町が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するとともに、保健、医療及び福祉のそれぞれの分野において歯と口腔の健康に関わる活動、指導又は医療行為を行う業務に携わる者（以下「保健医療福祉関係者」という。）、町内の学校（小学校、中学校、高等学校等）及びそれらに関連する者（以下「教育関係者」という。）等との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯と口腔の保健サービスを提供するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者、教育関係者等の役割)

第6条 保健医療福祉関係者、教育関係者等は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、これらの者が相互に行う歯と口腔の健康づくりの推進に関する活動との連携及び協力に努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 町は、歯科医療関係者、保健医療福祉関係者、教育関係者等と連携を図るとともに、これらの者の協力を得て、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 町民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する情報の収集及び提供並びに歯と口腔の健康づくりに関する活動に関わる歯科医療関係者、保健医療福祉関係者、教育関係者等との連携体制の構築に関すること。
- (2) 町民が定期的に歯と口腔の保健サービスを受けることを促進するために必要な施策の推進に関すること。
- (3) 障がい者を有する者、介護を必要とする者その他定期的に歯と口腔の保健サービスを受けることが困難な者並びに妊産婦及び乳幼児が、適切に歯と口腔の保健サービスを受けることができる環境の整備に関すること。
- (4) 幼児、児童及び生徒においての歯科医療関係者、保健医療福祉関係者、教育関係者等と連携したフッ化物応用等の科学的根拠に基づく効果的な方法によるむし歯の予防対策並びにその健康教育に関すること。
- (5) 成人期においての歯科医療関係者、保健医療福祉関係者、教育関係者等と連携した歯周病等の歯と口腔の疾患の予防対策に関すること。
- (6) 歯と口腔の健康づくりの観点に基づく食育の推進、生活習慣病の予防その他健康維持に必要な施策の推進に関すること。

- (7) 平常時における災害に備えた歯科保健医療体制の整備及び災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保に関すること。
- (8) 歯科医療関係者と協力し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第5条に規定する児童虐待の早期発見等に関すること。
- (9) 歯と口腔の健康づくりに携わる者の資質向上に関すること。
- (10) 歯と口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。

（基本計画）

第8条 町は、前条の基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本方針
  - (2) 歯と口腔の健康づくりに関する目標
  - (3) 歯と口腔の健康づくりに関する施策とその方向性
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町は、基本計画を策定するときは、町が策定する保健、医療及び福祉に関する他の計画との整合を図るよう配慮しなければならない。
- 4 町は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて、基本計画の見直しを行うものとする。
- 5 町は、基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第11条に規定する大台町健康づくり推進協議会歯科部会の意見を聴くとともに、広く町民の意見を求めなければならない。
- 6 町は、基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 7 町は、基本計画に定める事項の具体的な事業に関する実施計画を作成するものとする。

（歯と口腔の健康づくり普及月間）

第9条 町は、毎年11月を歯と口腔の健康づくりを普及する月間とし、町民に広く歯と口腔の健康づくりの重要性を普及するものとする。

（歯科検診の結果等の公表及び実態の把握）

第10条 町は、妊産婦期及び乳幼児期から高齢期までにおける町民の歯と口腔の健康づくりを効果的に推進するため、町民の歯科検診の結果等を公表するとともに当該結果を活用し、町民の歯と口腔の健康づくりに関する実態の

把握に努めるものとする。

(大台町健康づくり推進協議会)

第11条 町は、町民の歯と口腔の健康づくりを円滑に推進するため、大台町健康づくり推進協議会に歯科部会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 町は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、財政上の措置、人員の配置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 町長は、この条例の施行の日前においても、歯と口腔の健康づくりを円滑に推進するために必要な準備行為をすることができる。